主 文

本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数四十日を本刑に算入する。

当審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

弁護人沢荘一、及び、被告人本人の各控訴趣意は、いずれも、末尾に添附した各別紙記載のとおりであつて、これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。 弁護人の論旨第二点について。

(その二)

本件記録中に、起訴前にした勾留に関し、刑事訴訟法第六十一条による被告人の陳述録取調書が編綴してないことは、所論のとおりであるが、しかし、捜査官の請求によつて起訴前にした勾留等に関する書類は、すって捜査官に送付し、選事件が出る力である。、刑事訴訟規則第百六十七条第一項によるのでは裁判官に差し人の正とになっているけれども、勾留の前提である刑事訴訟法第六十条による被告人の東述録取調書が記録に綴つてないの前提であるであるのであるになる。ことが記録に綴つてないの通常であって、これに登法との名のであるとと、要言〉はできないばかりでなく、記録に編綴されている公と断がそのと認っている以上、反証のない限り、その発布手続も適法に履践に紹ってものと認があるといわなければならない。の発布手にとが明事訴訟法第一とのと認めるのが相当であるといわなければならない。本件を具備しているのと記述であるというにはできない。故に、所論はこれを採用することはできない。故に、所論はこれを採用することはできない。故に、所論はこれを採用することはできない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 大塚今比古 判事 山田要治 判事 中野次雄)